

食品安全制度懇談会 開催要綱

1 趣旨

平成30年の食品衛生法改正、食品の販売形態の多様化、分子生物学的技術を用いた新たな育種技術（ゲノム編集技術、その他）の実用化等、食品衛生をとりまく環境が今後大きく変化していくことが見込まれている。

これらの背景を踏まえ、食品衛生をとりまく環境変化への総合的な対応に資するよう、食品安全等に係る制度の在り方等に関し、関係者に幅広く意見を聴く場として、食品安全制度懇談会を開催する。

2 検討事項

- (1) 食品安全等に係る施策の実施状況について
- (2) 食品安全等に係る制度の在り方について
- (3) その他食品安全等に関すること

3 構成等

- (1) 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 懇談会には座長を置き、座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会は、原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開とする必要があると座長が認めた場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 上記(2)により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。
- (4) 懇談会は必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。
- (5) 懇談会の庶務は、医薬・生活衛生局食品基準審査課及び食品監視安全課の協力を得て、生活衛生・食品安全企画課において行う。
- (6) その他懇談会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、生活衛生・食品安全審議官が定める。

(別紙)

食品安全制度懇談会構成員名簿

あさくら 朝倉	ひろし 宏	国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部長
いとう 伊藤	みちほ 美千穂	京都大学大学院薬学研究科 准教授
いなみ 稲見	しげゆき 成之	東京都福祉保健局食品監視課 課長
うらごう 浦郷	ゆき 由季	全国消費者団体連絡会 事務局長
かじ 加地	よしふみ 祥文	公益社団法人日本食品衛生協会 常務理事
かたの 片野	みどり 緑	日本生活協同組合連合組織推進本部社会・地域活動推進部組合員活動グループ マネジャー
かみむら 神村	ゆうこ 裕子	公益社団法人日本医師会 常任理事
かりた 莉田	かなえ 香苗	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
きっかわ 吉川	としこ 肇子	慶応義塾大学商学部 教授
ごうだ 合田	ゆきひろ 幸広	国立医薬品食品衛生研究所 所長
せいこ 清古	あゆみ 愛弓	葛飾区 健康部長兼保健所所長
たなべ 田辺	よしたか 義貴	一般財団法人食品産業センター 専務理事
ひらさわ 平沢	ゆうこ 裕子	産経新聞東京本社編集局文化部 記者
ふじわら 藤原	りん 凜	函館大学商学部 准教授
むらまつ 村松	ちえこ 智恵子	名古屋市食肉衛生検査所 所長

(令和4年3月30日現在 五十音順 敬称略)